

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設に関する
使用前確認申請の実施について

2026 年 3 月 19 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機の特定重大事故等対処施設について、これまで原子力規制委員会に設計及び工事計画認可申請を分割して実施しております。

そのうち 7 号機の設計及び工事計画認可申請（4 分割にて申請）の第 1、2、3 回目については、2025 年 9 月 29 日に同委員会より認可いただきました。

[\(2025 年 9 月 30 日にお知らせ済み\)](#)

これを受け、当社は、7 号機の特定重大事故等対処施設の工事のうち第 1 回から第 3 回までの申請範囲について使用前確認を受けるため、本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 11 第 3 項に基づき、特定重大事故等対処施設の使用開始予定を 2029 年 8 月とした使用前確認申請書を同委員会へ提出いたしました。

また、7 号機において、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の使用前確認を受けるために提出していた使用前確認変更申請書についても、7 号機の特定重大事故等対処施設に係る使用前確認申請を踏まえた変更を行っております。

当社は、同委員会による使用前確認に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

○ 特定重大事故等対処施設

原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧、注水機能や原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

以 上